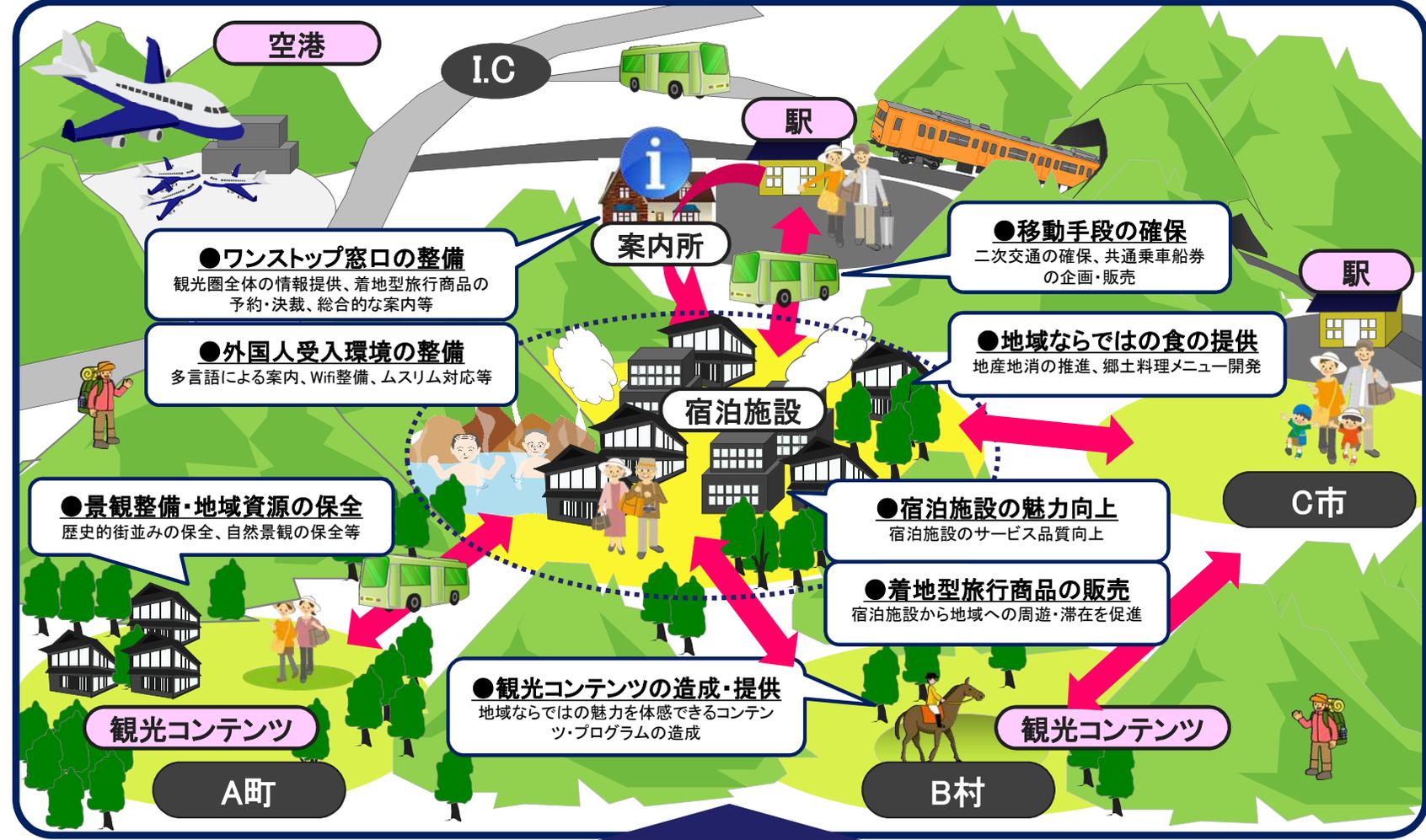


# 観光圏の整備を通じた魅力ある観光地域づくり

- 観光圏整備法に基づき、地域の幅広い関係者の連携の下、戦略的かつ一体的な観光地域づくりを促進する。
- ゴールデンルートにある地域だけではなく、特定のテーマを持って国内外に訴求する際立った魅力を持つ観光地域を創出し、観光を通じた地域の活性化を図る。



**●ワンストップ窓口の整備**  
観光圏全体の情報提供、着地型旅行商品の予約・決裁、総合的な案内等

**●外国人受入環境の整備**  
多言語による案内、Wifi整備、ムスリム対応等

**●移動手段の確保**  
二次交通の確保、共通乗車船券の企画・販売

**●地域ならではの食の提供**  
地産地消の推進、郷土料理メニュー開発

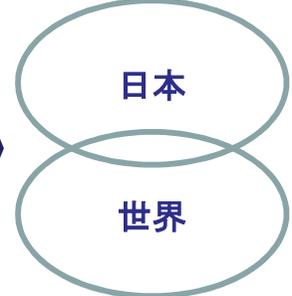
**●景観整備・地域資源の保全**  
歴史的街並みの保全、自然景観の保全等

**●宿泊施設の魅力向上**  
宿泊施設のサービス品質向上

**●着地型旅行商品の販売**  
宿泊施設から地域への周遊・滞在を促進

**●観光コンテンツの造成・提供**  
地域ならではの魅力を体感できるコンテンツ・プログラムの造成

情報発信



にし阿波観光圏/  
滞在プログラムの外国人受入

## ブランドの確立（地域ならではの魅力の創出）

**マネジメント体制の構築**  
・観光地域づくりプラットフォームの設置  
・観光地域づくりマネージャーの確保・育成

**官民・産業間・地域間の連携**  
行政と民間事業者との連携、観光事業者だけではなく交通事業者、商工関係者、農林漁業者等との連携、複数市町村間の連携

**地域住民の理解・関与**  
地域住民をまきこんだ観光地域づくり